



# 佐賀県公報

平成17年  
4月15日  
(金曜日)  
第12593号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(二二七・長寿社会課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(二二八・	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(二二九・	二
○	(二二〇・	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	(二二一・	二
○漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧	(二二二・生産者支援課)	三
○公有水面埋立てに関する工事の竣工認可	(二二三・農山漁村課)	三
公 告		
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	五
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	五
○農業振興地域の区域の変更	(農山漁村課)	五
○土地改良区の定款変更認可	(農地整備課)	六
○県営金立北部地区土地改良事業計画変更決定	(	六
○県営半田地区土地改良事業計画変更決定	(	六
○	(	六
○土地改良事業の工事の完了	(	七

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第二百十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日  
 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 社会福祉法人小城市社会福祉協議会  
 所在地 小城市三日月町長神田二千三百十二番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名称 小城市社会福祉協議会訪問介護事業所  
 所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番

サービスの種類 指定訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 社会福祉法人小城市社会福祉協議会

所在地 小城市三日月町長神田二千三百十二番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 小城市社会福祉協議会通所介護事業所

所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番

サービスの種類 指定通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名称 社会福祉法人みやき町社会福祉協議会

所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 みやき町ホームヘルプサービス

所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地

サービスの種類 指定訪問介護

四 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人みやき町社会福祉協議会  
 所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地  
 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
 名 称 デイサービスセンターさわやか  
 所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地  
 サービスの種類 指定通所介護

●佐賀県告示第二百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定  
 居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名 称 社会福祉法人小城市社会福祉協議会  
 所在地 小城市三日町長神田二千三百十二番地六  
 事業所の名称及び所在地
- (三) 事業所の名称及び所在地  
 名 称 小城市社会福祉協議会居宅介護支援事業所  
 所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番
- 二 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
 名 称 社会福祉法人みやき町社会福祉協議会  
 所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地  
 事業所の名称及び所在地
- (三) 事業所の名称及び所在地  
 名 称 マネージメントサービスさわやか  
 所在地 三養基郡みやき町大字東尾六百四十四番地

●佐賀県告示第二百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居  
 宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届  
 出があった。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古 川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問入浴介護	株式会社コムスン佐賀ケアセンター	佐賀市鬼丸町二番二七号	平成一七・三・三一

●佐賀県告示第二百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居  
 宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届  
 出があった。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古 川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
福祉用具貸与	株式会社ルシオ	武雄市橘町大字永島一六八〇七番地三	平成一七・三・三一

●佐賀県告示第二百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居  
 宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届  
 出があった。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	山元外科病院 居宅介護支援事業所	所在地	伊万里市二里町八谷搦一 三番地五	廃止年月日	平成一七・三・三一
-----	------------------	-----	---------------------	-------	-----------

●佐賀県告示第二百二十三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調査を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 届出事項

加入区名	発 起 人		漁船損害等補償法第一百 三条第一項の申出をする 漁業協同組合
	住 所	氏 名	
鎮西町加入区	唐津市鎮西町名護屋八〇五番地 唐津市鎮西町串一九二番地	坂井勝博 喜田清元	鎮西町漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

加入区名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
鎮西町加入区	告示の日から起算して十五日間	鎮西町漁業協同組合

●佐賀県告示第二百二十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

平成十七年四月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 竣功認可年月日 平成十七年四月六日

二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(一) 住所 伊万里市立花町千三百五十五番地一

(二) 名称 伊万里市

(三) 代表者の氏名 伊万里市長 塚部芳和

三 埋立区域及び面積

(一) 位置

伊万里市波多津町大字辻字野林三八〇九番三八、三八〇九番二七、三八〇九番三二、三八〇九番三一、三八二六番八、三八二六番一一、三八二六番五、三八二九番、三八二九番一、三八三〇番、三八三二番、三八三三番、三八三七番四、三八三七番三、三八三七番八、三八三七番五、三八三七番六、三八五三番三、三八五三番一、三八五三番五、三八五二番二、三八五二番一、三八五九番一、三八五九番二、三八五九番五、三八五九番八、三八六三番一、三八六三番四、三九一五番一、三九一六番、三九一七番、三九一八番及び三九一八番二の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次直線で結んだ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ線により囲まれた区域、⑤の地点から③の地点までを順次直線で結んだ線及び③の地点と⑤の地点とを結ぶ線により囲まれた区域並びに②④の地点から⑥①の地点までを順次直線で結んだ線及び⑥①の地点と②④の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

①の地点 伊万里市波多津町大字辻に設置された漁港原点(北緯三三度二二分二秒、東経一二九度五二分〇三秒の地点をいう。以下同じ)から一三三度〇一分三九秒四〇〇・一〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から三一七度二四分二三秒七・五三メートルの地点

③の地点 ②の地点から四五度一九分一五秒七・三三メートルの地点

④の地点 ③の地点から九八度一〇分五五秒三・九〇メートルの地点

⑤の地点 漁港原点から一三一度〇六分三四秒三九四・〇六メートルの地点

③①の地点 ②⑨の地点から五九度四六分一五秒一一・九六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三二〇度三一分一五秒八・一四メートルの地点

③②の地点 ③①の地点から五六度一六分四〇秒三・九五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三一五度三九分四四秒五五・六七メートルの地点

③③の地点 ③②の地点から六五度一八分三〇秒〇・五七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二九度一四分〇八秒五〇・九〇メートルの地点

③④の地点 ③③の地点から七九度三六分五六秒〇・六四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から六七度〇六分〇八秒九・五三メートルの地点

③⑤の地点 ③④の地点から二五度〇七分四八秒〇・六四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一五九度一三分〇六秒二一・〇四メートルの地点

③⑥の地点 ③⑤の地点から三五度二〇分二〇秒二・六一メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一五八度四二分五〇秒一二・二一メートルの地点

③⑦の地点 ③⑥の地点から一三五度二六分三七秒三・二九メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一五三度四三分四六秒一五・四九メートルの地点

③⑧の地点 ③⑦の地点から一二九度五五分〇〇秒〇・九九メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から五四度二四分四七秒一七・五四メートルの地点

③⑨の地点 ③⑧の地点から三七度三六分四六秒九・九三メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から一三六度四九分三五秒二・三五メートルの地点

④①の地点 ④①の地点から一一二度三五分二七秒一四・四九メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一三二度一〇分四八秒五・九六メートルの地点

④②の地点 ④②の地点から二〇六度〇二分五七秒六・一六メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一三三度三四分四一秒八・三八メートルの地点

④③の地点 ④③の地点から一二二度四九分〇六秒七・九九メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から二二一度二六分〇三秒八・二八メートルの地点

④④の地点 ④④の地点から三八度〇三分五六秒〇・三二メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から二二九度〇七分一〇秒一三・八二メートルの地点

④⑤の地点 ④⑤の地点から一三三度〇八分一二秒四・五〇メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から一三一一度三〇分三四秒一二・一九メートルの地点

④⑥の地点 ④⑥の地点から四九度二九分〇六秒二・一六メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から一一六度〇五分四八秒五・三六メートルの地点

④⑦の地点 ④⑦の地点から一四〇度四一分五二秒六・八九メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から一一二度五七分二一秒二・〇五メートルの地点

④⑧の地点 ④⑧の地点から一三六度〇〇分二九秒〇・四八メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から二二一度二八分〇五秒二・二六メートルの地点

④⑨の地点 ④⑨の地点から一五一度三七分一三秒一一・七一メートルの地点

㉓の地点 漁港原点から一八七度五三分三二秒九・〇二メートルの地点

⑤①の地点 ⑤①の地点から五八度三三分二七秒〇・六四メートルの地点

㉔の地点 漁港原点から一二九度〇一分一五秒二七五・一三メートルの地点

⑤②の地点 ⑤②の地点から一四七度二九分一六秒六・九八メートルの地点

㉕の地点 ②④の地点から三二九度一五分三五秒六一・〇八メートルの地点

⑤③の地点 ⑤③の地点から一六一度三八分〇四秒一二・二九メートルの地点

㉖の地点 ②⑤の地点から五九度五四分四〇秒一・〇三メートルの地点

⑤④の地点 ⑤④の地点から二六一度一六分五二秒一六・九四メートルの地点

㉗の地点 ②⑥の地点から三二九度二六分三二秒四・八二メートルの地点

⑤⑤の地点 ⑤⑤の地点から一六七度三二分二三秒一〇・五三メートルの地点

㉘の地点 ②⑦の地点から三二九度三七分二一秒一・〇六メートルの地点

⑤⑥の地点 ⑤⑥の地点から一六六度〇一分二七秒一二・二二メートルの地点

点

- ⑤7の地点 ⑤6の地点から一五四度二八分三八秒二・四一メートルの地点
- ⑤8の地点 ⑤7の地点から二五〇度二六分四一秒二・六二メートルの地点
- ⑤9の地点 ⑤8の地点から二三二度〇〇分五〇秒二・八〇メートルの地点
- ⑥0の地点 ⑤9の地点から二四七度〇〇分五七秒五・一九メートルの地点
- ⑥1の地点 ⑥0の地点から二四九度二〇分四二秒六・六四メートルの地点
- (三) 面積 四二三三・六三平方メートル
- 四 埋立ての免許年月日及び番号
  - (一) 免許年月日 昭和四十四年七月二十八日
  - (二) 番号 佐賀県指令四四河第二十三百五十五号
- 五 公有水面埋立法第二十二条第三項に規定する市町村名  
伊万里市

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年5月25日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年4月15日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日  
平成17年3月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人きびつとの杜
- (2) 代表者の氏名 成富 由久
- (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦1225番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、農村の高齢化が進む現在、十分な維持補修がなされない道や水路の保全整備、休耕地の公園整備と活用等の活動を通して、安らぎ空間の提供、高齢農業者への支援、地域の自主防災活動の確立及び地域産業の活性化を実現させ、基山町及び周辺地域の自然環境保護、農村の発展、地域活性化に貢献することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年4月15日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
佐賀郡大和町大字厄寺字真島1056番2及び1061番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
佐賀市鍋島三丁目5番8号  
株式会社ウカイ

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、みやき町の農業振興地域の区域は、次に掲げる区域を統合したものに変更する。

なお、関係図面は、佐賀県土づくり本部農山漁村課及びみやき町役場に備えて縦覧に供する。

平成17年4月15日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 昭和58年5月6日付けで公告の中原町に係る農業振興地域の区域
- 2 昭和47年3月21日付けで公告の北茂安町に係る農業振興地域の区域

<p>3 昭和48年3月31日付けで公告の三根町に係る農業振興地域の区域</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成17年4月5日川登土地改良区の定款の変更を認可した。</p> <p>平成17年4月15日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>県営土地改良事業(ほ場整備) 金立北部地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年6月3日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1)に提出してください。</p> <p>平成17年4月15日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(ほ場整備) 金立北部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成17年4月18日から平成17年5月19日まで</p> <p>3 縦覧の場所 佐賀市役所</p> <p>県営土地改良事業(土地改良総合整備 用排水施設整備) 半田地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供し</p>	<p>ます。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年6月3日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。</p> <p>平成17年4月15日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(土地改良総合整備 用排水施設整備) 半田地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成17年4月18日から平成17年5月19日まで</p> <p>3 縦覧の場所 唐津市役所</p> <p>県営土地改良事業(土地改良総合整備 農道整備) 半田地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年6月3日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。</p> <p>平成17年4月15日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(土地改良総合整備 農道整備) 半田地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</p>
---	---

2 縦覧の期間

平成17年4月18日から平成17年5月19日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

唐津市長 坂井 俊之から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2  
第1項の規定により、鎮西町営土地改良事業（基盤整備促進 農道整備）加倉  
地区の工事が平成16年12月8日完了した旨届出があった。  
平成17年4月15日

佐賀県知事 古 川 康

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年四月十五日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷